

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第47条 第1項関係8	第47条 第1項関係8	最近の発泡酒の製造実態にかんがみ、所要の整備を図った。
第4項関係2(7)	新設	「規制改革推進3か年計画(改定)」(平成14年3月29日閣議決定)に盛り込まれた「酒類共同蔵置所の取扱いの簡素化」を踏まえ、その具体的措置を講じた。
第8編 第86条の5 1	第8編 第86条の5 1	酒類の容器等の容量の表示について、表記方法の明確化を図るため「L」及び「ml」を容量単位の表記に追加した。

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。以下同じ。

改 正 後	改 正 前
<p>第2編 酒税法関係</p> <p>第9条 酒類の販売業免許</p> <p>第1項関係</p> <p>9 酒類販売業免許等の申請書等の取扱い</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第47条 申告義務</p> <p>第1項関係</p> <p>1～7 (省略)</p> <p>8 <u>残しビール等の取扱い</u></p> <p>(1) <u>残しビール等とは、ビール又は発泡酒(以下この項において「ビール等」という。ただし、発泡酒については発酵させたものに限る。)の製造工程中、前発酵容器において主発酵を終わったビール等を後発酵容器に移し替えた際に後発酵容器に送らないで前発酵容器に残したビール等及び後発酵容器において調熟を終わったビール等を移出容器に詰めるために払い出した際に詰口へ送らないで後発酵容器に残したビール等をいう。</u></p> <p>(2) <u>残しビール等の主な用途は、以下のとおりである。</u></p> <p>イ 製造場内において、酵母として<u>ビール等</u>製造に使用(酵母への還元)</p> <p>ロ 自己の他の<u>ビール等</u>製造場へ移出して、酵母として<u>ビール等</u>製造に使用(酵母への還元)</p> <p>ハ 製造場内において、乾燥酵母等(酵母細胞を死滅させ発酵力をなくした不活性なものをいう。以下同じ。)の製造に使用</p>	<p>第2編 酒税法関係</p> <p>第9条 酒類の販売業免許</p> <p>第1項関係</p> <p>9 酒類販売業免許等の申請書等の取扱い</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p><u>(5) 申請者から提出された申請書等及び添付書類については、原則として、返戻しない。ただし、申請者から取下げ申出書(一般酒類小売業免許の申請等に係るものについては免許年度の末日までに提出したものに限り。)の提出があった場合には 返戻しても差し支えない。</u></p> <p>第47条 申告義務</p> <p>第1項関係</p> <p>1～7 (同左)</p> <p>8 <u>残しビールの取扱い</u></p> <p>(1) <u>残しビールとは、前発酵容器において主発酵を終わったビールを後発酵容器に移し替えた際に後発酵容器に送らないで前発酵容器に残したビール及び後発酵容器において調熟を終わったビールを移出容器に詰めるために払い出した際に詰口へ送らないで後発酵容器に残したビールをいう。</u></p> <p>(2) <u>残しビールの主な用途は、以下のとおりである。</u></p> <p>イ 製造場内において、酵母として<u>ビール</u>製造に使用(酵母への還元)</p> <p>ロ 自己の他の<u>ビール</u>製造場へ移出して、酵母として<u>ビール</u>製造に使用(酵母への還元)</p> <p>ハ 製造場内において、乾燥酵母等(酵母細胞を死滅させ発酵力をなくした不活性なものをいう。以下同じ。)の製造に使用</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ニ 自己の他のビール等製造場に移出して、乾燥酵母等の製造に使用</p> <p>ホ 製造場内において、廃棄</p> <p>ヘ 自己の他のビール等製造場に移出して、廃棄</p> <p>ト 医薬品、飼料等の原料として移出</p> <p>(3) 残しビール等は、酵母としての性質を有しており、通常はビール等製造用の酵母として再使用が予定されているものであることから、残しビール等を前発酵容器又は後発酵容器から取り出した時点をもって酒母とする。</p> <p>(4) 酒母でない残しビール等を前発酵容器又は後発酵容器から取り出した時点をもって酒母とすることは、その時点を酒母の製造とするものであるが、取り出した残しビール等全体を法第8条第1号《酒母等の製造免許》に該当するものとし、酒母の製造免許は要しないものとする。ただし、常時、他者に譲り渡すこととなる場合など、所轄税務署長が酒母の製造免許が必要と認める場合はこの限りでない。</p> <p>(5) 残しビール等は、令第53条《申告義務》第3項に掲げるビール等製造に係る事項についての申告と併せて、酒母に係る事項についての申告も必要とするものとする。ただし、所轄税務署長が酒税の取締上支障がないと認める限り当該申告は、省略することとして差し支えない。</p> <p>(6) 酒母として受払の事実が記帳されており所轄税務署長が酒税の取締り上支障がないと認める限り、残しビール等は、法第44条《原料用酒類及び酒母等の処分禁止》第2項第1号に該当するものとし、承認は必要ないものとする。ただし、残しビール等を医薬品、飼料等の原料として移出する場合など上記(5)イ～ヘ以外の処分又は移出の場合には、第44条第2項関係の1《酒母等を移出する場合の承認の取扱い》の(5)に定めるところによる。</p> <p>(7) 残しビール等を前発酵容器又は後発酵容器から取り出す時点において、上記(2)及びホの処分が確定している場合は、法第49条《検査を受ける義務》第1項第2号に該当するものとする。ただし、その事</p>	<p>ニ 自己の他のビール製造場に移出して、乾燥酵母等の製造に使用</p> <p>ホ 製造場内において、廃棄</p> <p>ヘ 自己の他のビール製造場に移出して、廃棄</p> <p>ト 医薬品、飼料等の原料として移出</p> <p>(3) 残しビールは、ビール酵母としての性質を有しており、通常はビール製造用の酵母として再使用が予定されているものであることから、残しビールを前発酵容器又は後発酵容器から取り出した時点をもって酒母とする。</p> <p>(4) 酒母でない残しビールを前発酵容器又は後発酵容器から取り出した時点をもって酒母とすることは、その時点を酒母の製造とするものであるが、取り出した残しビール全体を法第8条第1号《酒母等の製造免許》に該当するものとし、酒母の製造免許は要しないものとする。ただし、常時、他者に譲り渡すこととなる場合など、所轄税務署長が酒母の製造免許が必要と認める場合はこの限りでない。</p> <p>(5) 残しビールは、令第53条《申告義務》第3項に掲げるビール製造に係る事項についての申告と併せて、酒母に係る事項についての申告も必要とするものとする。ただし、所轄税務署長が酒税の取締上支障がないと認める限り当該申告は、省略することとして差し支えない。</p> <p>(6) 酒母として受払の事実が記帳されており所轄税務署長が酒税の取締り上支障がないと認める限り、残しビールは、法第44条《原料用酒類及び酒母等の処分禁止》第2項第1号に該当するものとし、承認は必要ないものとする。ただし、残しビールを医薬品、飼料等の原料として移出する場合など上記(5)イ～ヘ以外の処分又は移出の場合には、第44条第2項関係の1《酒母等を移出する場合の承認の取扱い》の(5)に定めるところによる。</p> <p>(7) 残しビールを前発酵容器又は後発酵容器から取り出す時点において、上記(2)及びホの処分が確定している場合は、法第49条《検査を受ける義務》第1項第2号に該当するものとする。ただし、その事実</p>

改正後	改正前
<p>実が記帳されており所轄税務署長が酒税の取締り上支障がないと認める限り、法第49条に規定する手続は、省略することとして差し支えない。</p> <p>(注)発酵容器から取り出す時点において、飲用に供することが確定している場合は、<u>ビール等</u>とする。</p> <p>9 (省略)</p> <p>第4項関係</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 酒類の蔵置所の報告を求める場合の取扱い</p> <p>酒類の販売業者が、酒類の蔵置所を設置し、又は廃止しようとする場合には、令第54条の2第1号《酒類の蔵置所の報告義務》の規定により、当該蔵置所の所在地及び名称並びに当該蔵置所を利用する自己の販売場の所在地及び名称等を記載した報告書を提出させるものとし、その取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p><u>(7) 酒類を蔵置する場所が酒類の販売業者ごとに固定されていない倉庫等に蔵置所を設置しようとする場合において、倉庫業者等との契約により酒類の販売業者ごとに酒類が管理され、記帳等により酒類の販売業者ごとに蔵置している酒類を特定することができる場合には、当該倉庫等を蔵置所とすることとして差し支えない。</u></p> <p>第8編 酒類行政法令関係</p> <p>第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係</p> <p>第86条の5 酒類の種類等の表示義務</p> <p>1 酒類の表示の取扱い等</p> <p>(1) 総則</p> <p>ホ 容器の容量の表示</p> <p>容器の容量は、「L」、「ml」、「ℓ」、「ml」、「リットル」又は「ミリリットル」と表示する。</p> <p>また、粉末酒の重量は、「kg」、「g」、「キログラム」又は「グラム」と表示する。</p>	<p>が記帳されており所轄税務署長が酒税の取締り上支障がないと認める限り、法第49条に規定する手続は、省略することとして差し支えない。</p> <p>(注)発酵容器から取り出す時点において、飲用に供することが確定している場合は、<u>ビール</u>とする。</p> <p>9 (同左)</p> <p>第4項関係</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 酒類の蔵置所の報告を求める場合の取扱い</p> <p>酒類の販売業者が、酒類の蔵置所を設置し、又は廃止しようとする場合には、令第54条の2第1号《酒類の蔵置所の報告義務》の規定により、当該蔵置所の所在地及び名称並びに当該蔵置所を利用する自己の販売場の所在地及び名称等を記載した報告書を提出させるものとし、その取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(6) (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第8編 酒類行政法令関係</p> <p>第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係</p> <p>第86条の5 酒類の種類等の表示義務</p> <p>1 酒類の表示の取扱い等</p> <p>(1) 総則</p> <p>ホ 容器の容量の表示</p> <p>容器の容量は、「ℓ」、「ml」又は「リットル」、「ミリリットル」と表示する。</p> <p>また、粉末酒の重量は、「kg」、「g」又は「キログラム」、「グラム」と表示する。</p>